

支笏湖でのひめすの採捕規制  
(内水面漁業調整規則)

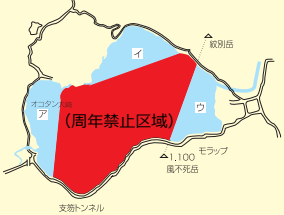
■釣りができる期間は、6月1日から8月31日まで3ヶ月です。  
■釣りができる時間は、下の通りです。

6月	午前3:00～午後7:30
7月	午前3:30～午後7:30
8月	午前4:00～午後7:00

(夜間の釣りは禁止されています)

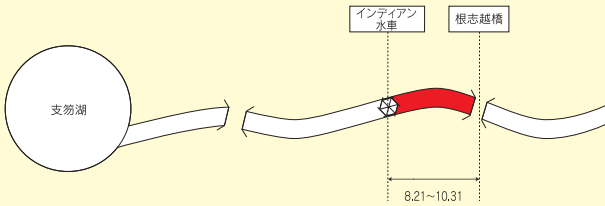
■釣りができる区域は、アイ、ウです。  
■釣りを行う上での注意事項やボート利用の方法などのお問い合わせ先は次のとおりです。

●支笏湖ひめす釣り対策協議会事務局  
(千歳市観光スポーツ部観光事業課水産振興係)  
〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地  
TEL 0123-24-0381 FAX 0123-22-8854



千歳川での採捕規制(内水面委員会指示)

禁止区域	禁止期間	対象生物
根志越橋～さけ・ます捕獲施設 (インディアン水車)間の 千歳川本流	8月21日～10月31日	すべての魚類



後志管内さくらます船釣りライセンス制の概要  
(海区委員会指示)

29年3月1日～29年5月15日の期間は、  
ライセンス取得船に乗船しなければさくら  
ますの船釣りはできません。

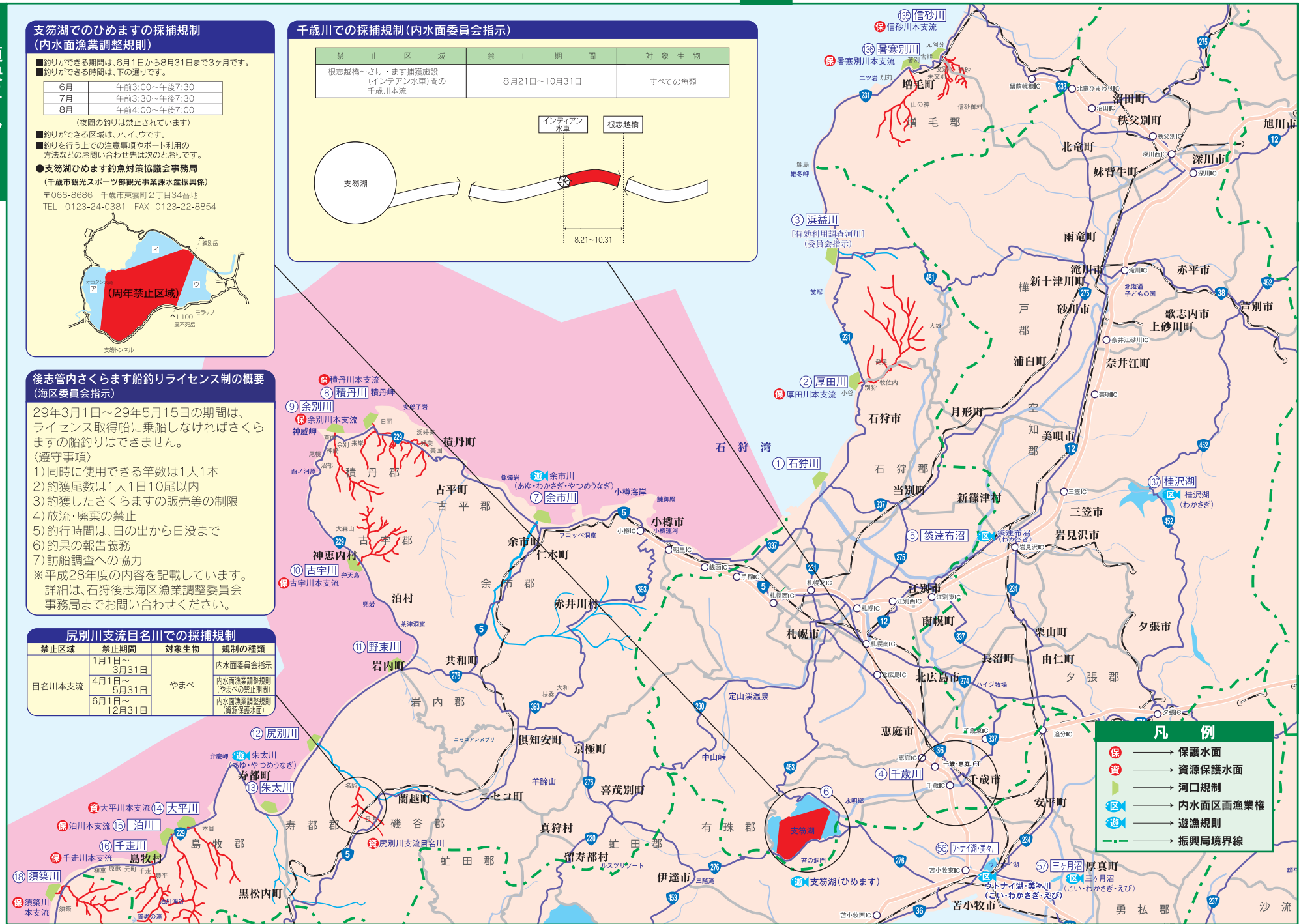
(遵守事項)

- 1) 同時に使用できる竿数は1人1本
- 2) 釣獲尾数は1人1日10尾以内
- 3) 釣獲したさくらますの販売等の制限
- 4) 放流・廃棄の禁止
- 5) 釣行時間は、日の出から日没まで
- 6) 釣果の報告義務
- 7) 訪船調査への協力

※平成28年度の内容を記載しています。  
詳細は、石狩後志海区漁業調整委員  
会事務局までお問い合わせください。

尻別川支流目名川での採捕規制

禁止区域	禁止期間	対象生物	規制の種類
目名川本支流	1月1日～ 3月31日	やまべ	内水面委員会指示
	4月1日～ 5月31日		内水面漁業調整規則 (やまべの禁止期間)
	6月1日～ 12月31日		内水面漁業調整規則 (資源保護水面)



**凡例**

- 保護水面 (Red circle with '保')
- 資源保護水面 (Red circle with '資')
- 河口規制 (Green circle with '河')
- 内水面区画漁業権 (Blue circle with '区')
- 遊漁規則 (Blue circle with '遊')
- 振興局境界線 (Green dashed line)